



補助金

ブロック塀の撤去費および生垣の設置についての補助

問 申 まちづくり課

☎(84)1332

倒壊の危険性が高いブロック塀などの撤去費と、それに代わる生垣の設置について、費用の一部を補助します。

【危険ブロック塀等撤去費補助制度】

対①ひび割れや傾きが生じているブロック塀などの撤去

- ② 公道に面していること
 - ③ 高さが1m以上あるもの
- 補 撤去工事費の2分の1 (上限20万円)

【生垣設置奨励補助制度】

対①高さがほぼ均一(60cm以上)で列状に植えるもの

② 1m以内に2本以上植え、総延長5m以上の

もの

③ 公道に面していること
補 生垣設置に要した費用の実費 (上限5万円)

「耐震診断」と「耐震改修工事」の補助

問 申 まちづくり課

☎(84)1332

地震に強いまちをつくるために、木造住宅の耐震診断と、耐震改修工事に要する経費の一部を補助します。

【耐震診断】

対①町民自ら所有し、居住する木造住宅

※プレハブ工法や枠組み壁工法は除く

- ② 昭和56年5月31日以前に建築確認通書を受けた一戸建て住宅、二世帯住宅または店舗併用住宅
- ※昭和56年6月1日以降に増築または改築しているものは除く
- ③ 2階建て以下の住宅

補 耐震診断に要した経費の3分の2 (上限7万円)

【耐震改修工事】

対①耐震診断の結果、総合評価1・0未満であるもの

② 耐震診断の補助対象の要件①〜③を満たす住宅

補 耐震改修工事に要した経費の2分の1 (上限50万円)

スマートハウス整備促進事業費補助金

問 申 環境上下水道課

☎(83)1227

スマートハウスを整備する方に費用の一部を補助します。詳細については町公式サイトをご確認ください。



勤労者住宅資金利子補助制度

問 申 観光経済課

☎(83)1228

町内で自己居住の新築・購入・増改築をした方の住宅資金融資の支払い利子の一部を補助しています。令和3年分の申請受付を1月

から開始しますので、詳細は町公式サイトをご覧ください。どうか、お問い合わせください。

【令和3年分の対象者】

平成30年2月以降に当初借入金額の返済を開始した勤労者(返済の延滞や税などの滞納がある方は対象外)

【対象融資機関】

本店、支店または出張所が神奈川県内に所在する金融機関

補 当初借入金(50万円以上3000万円まで)の0・2%×利子償還月数÷12か月

【補助期間】

当初借入金の利子の返済を始めた月から起算して36カ月以内(毎年1月に前年1月〜12月分の申請が必要)

【提出書類】

- (一) 書類を簡素化
- ① 交付申請書(勤務先と融資機関の証明が必要)
- ② 登記簿謄本の写し(1年目のみ)

③ 工事請負契約書など、住宅の契約が分かる書類の写し(1年目のみ)

※継続申請の方は①のみ

申 令和4年1月4日(火)〜1月31日(月)までに必要書類一式を観光経済課に提出

制度

高齢者見守りロボットを貸し出します

問 福祉課

☎(83)1226

日常において見守りを必要とする独居高齢者などを対象に、利用者や離れて暮らす家族が安心して暮らせる環境を整備するため、コミュニケーション機能を持つロボットを貸し出していきます。貸出方法などの詳細はお問い合わせください。

